

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を  
各人に提供する仕組みに関する研究

平成 16 年度 総括研究報告書

主任研究者 白杵 政治

平成 17(2005)年 3 月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

**個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を  
各人に提供する仕組みに関する研究**

平成 16 年度 総括研究報告書

主任研究者 白杵 政治

平成 17(2005)年 3 月

## 目次

I. 総括研究報告	1
(論文)	
序章 国民年金1号保険者への通知のひな型	11
白杵 政治	
第1章 国民年金未加入の原因とその帰結	27
米澤 康博	
第2章 年金に関する諸問題への行動ファイナンスの応用可能性	35
俊野 雅司	
第3章 国民年金1号被保険者の加入・納付行動と効果的な情報提供のあり方	55
中嶋邦夫・白杵政治・北村智紀	
第4章 保険料と受給額を知らせる通知のタイプ別の効果 —実験による検証—	77
白杵政治・中嶋邦夫・北村智紀	
第5章 政府と加入者のコミュニケーションのあり方	107
中嶋 邦夫	
第6章 海外における被保険者への情報提供の状況	129
白杵 政治	
第7章 公的年金の通知に関するファイナンス基礎実験	151
北村智紀・中嶋邦夫・白杵政治	
(資料)	
資料1 第1号被保険者実験の調査票	207
資料2 第1号被保険者実験結果の集計	
2-1 単純集計	225
2-2 クロス集計	227
資料3 各国の通知の実例	
3-1 ドイツ(27歳以上)	259
3-2 ドイツ(54歳以上)	266
3-3 スウェーデン	300
3-4 米国	312
3-5 米国(55歳以上への追加資料)	316
3-6 カナダ	318
資料4 第2号被保険者実験における被験者への説明資料	320
II. 分担研究報告	なし
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	343

個人レベルの公的年金の給付と負担などに関する情報を  
各人に提供する仕組みに関する研究

平成 16 年度参加研究者名簿

主任研究者：

臼杵政治 ニッセイ基礎研究所

分担研究者：

米澤康博 横浜国立大学経営学部

俊野雅司 大和総研

北村智紀 ニッセイ基礎研究所

中嶋邦夫 ニッセイ基礎研究所

研究協力者：

金子能宏 国立社会保障人口問題研究所

鈴木 亘 東京学芸大学教育学部

竹村和久 早稲田大学文学部

多田洋介 内閣府

塚原康博 明治大学情報コミュニケーション学部

中里宗敬 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科

晝間文彦 早稲田大学商学部

広田真一 早稲田大学商学部

(肩書きは平成 17 年 3 月現在)

# I . 総括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

総括研究報告書

個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を  
各人に提供する仕組みに関する研究

主任研究者 臼杵政治（ニッセイ基礎研究所上席主任研究員）

研究期間＝2004年－2005年度

研究年度＝2004年度

【研究要旨】

当年度の研究から得られた知見は以下の通りである。第1に、国民年金1号被保険者による加入納付行動は、①主観的余命、②リスク回避度、③時間選好率、④将来の給付減額や保険料負担増加の予測、などの要因に左右されている。一方、わが国の公的年金の加入者に対しては、①年金受給額、②財政の現状や将来見通し、③国庫負担の存在、④実質価値維持、⑤保険料免除制度、の情報が周知されていない。特に余命や予測給付額に関する情報提供が不足し、制度の正確な理解が妨げられていることが、未納未加入を増幅していた。

第2に、保険料と給付額を知らせることで、国民年金1号被保険者の制度加入・保険料支払の意思が増大する。特に生涯での保険料と給付の総額を知らせることの効果は大きい。また、将来の給付引き下げのリスクを知らせても、加入・納付の意思の低下は見られなかった。

第3に、心理学や行動ファイナンスで解明されつつある、名目価値指向や現状維持バイアスなど経済主体の行動の非合理性を前提にした理論は、公的年金への加入の意思決定への応用可能性がある。

第4に、ドイツやスウェーデン、アメリカにおける、通知その他の情報提供の実態をみると、①予測給付額を通知の核とし、若年層にも通知をする、②通知の読みやすさを優先し、情報は重要なものに限定する、③通知は、インターネット・電話・マスメディアなど、他のメディアによる情報提供活動と一体としてとらえられている、という特徴があり、わが国における情報提供への示唆があった。

分担研究者

米澤康博（横浜国立大学）

俊野雅司（大和総研）

北村智紀（ニッセイ基礎研究所）

中嶋邦夫（ニッセイ基礎研究所）

A. 研究目的

平成16年度（2004年度）の年金制度改正では、個人情報の定期的な通知が施策として打ち出された。また、社会保険庁は、平成16年9月に発表した「緊急対応

プログラム」などに基づいて、保険料納付記録を通知したり、対面・インターネット・電話による年金保険料・年金見込額や加入記録についての照会・相談に回答したりするサービスを充実させつつある。

本研究は、このような状況の中で、公的年金の保険料と受給額（負担と給付）に関する情報を被保険者個人に提供する仕組みのあり方を対象とするものである。

当年度の具体的研究テーマは、①未納未加入を説明する要因と現状で不足している情報提供との関係についての実証、②通知により提供する情報の内容を変えた場合の効果（実験による考察）、③心理学・行動経済学的手法の通知への応用可能性、④通知による情報提供を実施している海外における、情報提供やコミュニケーションのあり方、の4項目である。

なお、当年度は、知識・理解の不足が未納未加入という現実の問題として現れていることから、国民年金1号被保険者に対する、負担と給付に関する通知のあり方を主な研究対象とした。

## B. 研究方法

まず、先行研究に関する文献サーベイを行いつつ、心理学や実験経済学などの専門家からのヒアリングを計7回実施した。

また、平成17年11月～12月にかけて、主任研究者と分担研究者1名をドイツ、スウェーデン、アメリカへの出張に派遣し、公的機関の担当者や有識者から、通知やコミュニケーションの実態と、その背景にある考え方を、ヒアリングした。

同時に、都合11回に及ぶ研究メンバーによる議論を通じて、各自の研究テーマについての問題意識を深め、論文執筆に

結びつけた。

その上で、平成16年12月～平成17年2月にかけて、国民年金1号被保険者などを対象に実験及びアンケートを実施して個票データを収集し、そのデータを実証的に分析して、意識と行動の解明に努めた。

## （倫理面への配慮）

一般の研究における倫理性と同等の配慮の下で研究を実施するとともに、実験及びアンケートに際しては、個人情報の取扱について十分な配慮を行った。

## C. 研究結果と考察

研究結果は以下の7論文である。まず、第1章（「国民年金未加入の原因とその帰結」米澤論文）では、国民年金への未加入の原因をモデルにより定式化した。

年金加入による貯蓄を行わない理由として、①流動性制約、②高い時間選好率、③予想寿命が短い、④情報不足、の4つをあげ、特に情報不足がリスクとして評価されると、国民年金の収益率が平均値よりも低く評価されるために、未加入を招きやすいことを指摘した。

第2章（「年金に関する諸問題への行動ファイナンスの応用可能性」俊野論文）では、既存の研究成果や、米国における実例を踏まえ、行動ファイナンスのフレームワークの、加入者への通知を含めた年金制度への応用可能性について考察している。

経済主体は、限定合理性や時間的制約から、伝統的なファイナンス理論が想定するような合理的な投資貯蓄行動をとりえない。そうした行動は年金にも現れており、給付の実質価値よりも名目価値に執着する（名目価値指向）、一旦、決めた資

産配分を簡単には変更しない（現状維持）、といったバイアスがある。米国では、双曲線型の時間選好関数を持つ傾向がある加入者に対して、現在ではなく将来の年金保険料支払いを約束させる SMarT (Save More Tomorrow) プログラムのような、そうしたバイアスを利用した加入促進策がとられている。

こうした点は、わが国の国民年金の加入促進策にも応用できる。例えば、「払い損の不利な制度である」という先入観を1つの参照点とすると、通知により「現実には保険料を上回る給付を受け取ることができる」とわかれば、それが「利益」と認識されて、未納未加入問題の解決に結びつきやすい、とした。

第3章（「国民年金1号被保険者の加入・納付行動の分析と効果的な情報提供のあり方」中嶋・臼杵・北村論文）では、1号被保険者の加入・納付行動の属性についての実証分析から、情報提供の内容を探った。

国民年金への加入・納付に消極的な要因として、所得や流動性の制約の他、①主観的余命が短い、②リスク回避度が低い、③時間選好率が高い、④将来の給付減額や保険料負担増加を予測している、が観察された。一方、いわゆる双曲割引型効用関数が、加入や納付の遅延を通じて未納未加入に結びついている点は、必ずしも実証されなかった。

さらに、自分の主観的余命を、生命表による余命に比べて短く予測したり、自分の保険料納付期間を知らないなど、情報や理解の不足により、①～④の要因による未納未加入が増幅されていることがわかった。

①各個人の性・年齢における平均余命、  
②平均余命まで生存した場合の保険料と

年金受給額の総額、③マクロ経済スライド方式の下での将来にわたる保険料引き上げと、最悪の場合の給付額、を情報提供することにより、その問題を軽減できるのではないかと考察した。

第4章（「保険料と受給額を知らせる通知のタイプ別の効果—実験による検証」臼杵・中嶋・北村論文）では、6つの通知のプロトタイプをつくり、どのような内容と言の通知であれば、国民年金制度への加入・納付の意思が高まるかを、実験によって検証した。国民年金の1号被保険者を集めて6グループに分け、通知を提示する前後に、任意加入での加入・納付の意思を尋ねて、有意な変化があったかどうかを検証した。

その結果、第1に保険料と予測給付を知らせることにより、加入・納付の意思が改善することが確認できた。第2に、ポイント制を使う場合に、保険料と給付の年額ではなく、生涯における総額を知らせる通知に、加入・納付意思を高める効果があることがわかった。第3にマクロ経済スライドによる給付削減のリスクを知らせても、加入・納付意思は有意には悪化しなかった。第4に、「損失がない」という否定的なフレーミング（文言）を使った通知の方が、「利得がある」という肯定的なフレーミング（文言）よりも加入・納付意思を高めるという効果はみられなかった。

第5章（「政府と加入者のコミュニケーションのあり方—老後設計に向けた個人情報の提供」中嶋論文）では、通知を含めた、政府と公的年金加入者との情報提供・コミュニケーションのあり方全体への考察を試みた。

これまでの内閣府や社会保険庁による

調査をサーベイしてみると、公的年金の被保険者は、①年金受給額、②財政の現状や将来見通し、の情報を求めている。他方、①国庫負担の存在、②実質価値維持、③保険料免除制度、といったメリットが周知されていないことがわかった。年金相談の際の相談内容としても、同様の項目があげられている。今後、加入者への情報提供の際には、これらの点に留意すべきだとした。また、年齢などの属性によっても、関心事項が異なる点にも対応すべきである。

同時に、個人向けの通知だけでなく、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などでは、一般的情報を効率的に提供し、インターネット、窓口などの媒体では、個別相談に応じるといった方法、及びポイント制の代替案として、厚生年金の累積標準報酬額の通知について検討した。

第6章(「海外における被保険者への情報提供の状況」臼杵論文)では、加入者向けの通知をすでに実施している、ドイツ、スウェーデン、アメリカの情報提供を研究した。その結果は以下の3点である。

第1に予測給付額の通知が情報提供の核となっている。しかも、65歳までの所得など、前提を明らかにした上で、若年層にも予測給付額を通知している。ポイント制を使う場合でも、保険料と予測給付額の実額を合わせて通知している。

第2に、通知の読みやすさを優先している。情報は重要なものに限定し、さらに詳しい情報は、電話やインターネットなど他の方法で提供している。年齢や職種に応じて形式や内容を変える工夫も講じている。

第3に、各個人への通知に加えて、新聞・インターネット・電話・事務所での

対面による相談など、あらゆる方法を使って、年金制度や予測給付額についての理解を深めようとしている。通知と他のメディアとの結びつきに工夫を凝らすことにより、情報提供活動を一体化し、制度全体を理解して貰おうとしている。

第7章(「公的年金の通知に関するファイナンス基礎実験」北村・中嶋・臼杵論文)では、実験ファイナンスの手法を利用して、実験室内に年金制度等を抽象化した市場環境を構築し、①加入者が投資判断を行う際、リスクのある金融商品の価格を適切に判断できるか、②年金及び他の金融商品間の資産配分を適切に行えるか、に着眼して、基礎的なファイナンス実験を行い、公的年金の通知への示唆を考察した。その際に年金など長期投資の対象となる金融資産に関する実験の条件として、①被験者のリスク選好をリスク回避的に統制できる、②実験市場に裁定の機会がない、③実験市場が平均分散効率的である、状況を作り出せるかについても合わせて検証した。

実験の結果、被験者は十分リスクを認識できる状況であっても、期待値に基づいて価格形成や資産配分を行い、リスク回避的な行動を取らなかった。

リスク中立的な価格形成を促進するような期待値のみの通知は望ましくなく、加入者に想定されるリスクと、公的年金に加入することでそれらリスクにどのように対応可能か、年金を含めた加入者の資産配分はどのようなものが適当か、についての情報提供を検討すべきであるとの示唆を得た。

#### D. 結論

国民年金の1号被保険者においては、①給付の予測額と保険料の関係、②国庫負

担の存在などのメリット、③実質価値の維持、④免除制度、などの情報が不足しており、また、それらを知りたいと考えている。

この問題は、全ての1号被保険者に共通している。ただ、特に未納未加入者については、知識・理解の不足が、①主観的余命、②時間選好率、③リスク回避度、④将来の給付に関する不安、などにより生じている未納未加入の行動を増幅させていると考えられる。

対策として被保険者個人向けの情報提供が必要になる。本報告の各論文の考察によると、情報提供の内容として、以下のような項目が含まれるのが望ましい。すなわち、①年間の給付額の予測だけでなく、平均余命まで生存した場合の保険料と給付額の予測とその計算方法、②マクロ経済スライドの下での最低予測給付額、③保険料の免除や追納制度、④障害基礎年金や遺族基礎年金の存在、⑤国庫負担や物価スライド、終身年金などがもたらすメリット、である。

その一方で、行動経済学が示すように、人間の認知能力には限界があり、海外においても、通知の簡潔さが重視されているだけでなく、通知以外のコミュニケーション手段の活用も図られている。

以上を踏まえながら、序章「国民年金1号保険者への通知のひな型」では、ここに挙げた項目を盛り込みつつ、できるだけ簡潔な形で、比較的若い人を念頭に置いた、通知のひな型を提示した。

なお、個人ごとに保険料が払い損にならないことを明示することについては、①世代間の助け合いという社会保険の理念、②払い損になる可能性がある2号被保険者への通知、との整合性をどう保つ

か、という問題が避けられない。この点に留意しつつ、2年度の研究を進めたい。

## E. 健康危険情報

特になし

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

- ・俊野雅司「行動ファイナンスの年金実務への貢献」『年金ニューズレター』2005年1月号、pp.69-77、大和総研.
- ・中嶋邦夫「公的年金に対する国民の意識」、『ニッセイ基礎研レポート』2004年10月号、pp.2-7、ニッセイ基礎研究所.
- ・中嶋邦夫・臼杵政治・北村智紀「保険料と受給額を知らせる通知のタイプの別の効果—実験による検証—」ニッセイ基礎研所報（予定）

### 2. 学会発表

- ・中嶋邦夫「国民の異質性を考慮した公的年金に対する意識の分析～誰がどのような不満をもっているか～」、日本行動計量学会第32回大会、2004年9月18日.
- ・中嶋邦夫・臼杵政治・北村智紀「公的年金の通知に関する実験」年金研究セミナー横浜国立大学企業年金フォーラム、2005年3月26日
- ・中嶋邦夫・臼杵政治・北村智紀「年金通知にみるフレミング効果」日本ファイナンス学会（2005年6月11日）（予定）.
- ・中嶋邦夫・臼杵政治・北村智紀「公的年金加入及び保険料納付行動と潜在的価値観との関連」日本行動計量学会（予定）.
- ・臼杵・中嶋・北村・米澤・俊野「主観

的割引率と国民年金の未納未加入」日本保険・年金リスク学会、2005年（予定）。

- ・北村智紀・中嶋邦夫・白杵政治「公的年金の通知に関するファイナンス基礎実験」日本証券経済学会（予定）。

#### G. 知的財産権の出願・登録状況

特に予定なし

# 論 文

## 序章 国民年金1号保険者への通知のひな型

臼杵 政治

### 1. 改めていまなぜ情報提供(通知)か

平成16年度(2004年度)の年期制度改革では、「年金に関わる個人情報若くは若い人にもわかりやすくお伝えします」として、個人情報の定期的な通知が施策として打ち出された。また、社会保険庁は、平成16年(2004年)9月に発表した緊急対応プログラムなどに基づいて、国民年金加入者に「国民年金納付額のお知らせ」を送付するとともに、対面・インターネット・電話などによる年金見込額や加入記録の照会に回答するサービスを充実させつつある。

この施策の出発点が、厚生労働省から平成14年(2002年)12月に発表された、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」である。ポイント制による年金個人情報の通知を打ち出した。

では、なぜ、通知や情報提供がここに来て取り上げられているのか。同じ方向性と論点では、平成16年年金改革の基本的視点として、「若い世代を中心とした現役世代の年金制度に関する不安感、不信感を解消すること」や「現役世代が将来の自らの給付を実感できるわかりやすい制度とすること」があげられている。つまり、年金給付を実感させ、不安感や不信感を抑えることが目的といえる。

不安感、不信感は、今回のアンケート結果にも現れた。問11で「現在の国民年金制度では、不要な施設の建設など、保険料が無駄な用途に使われている」という話について、「まったくその通りだと思う」、「だいたいその通りだと思う」、「どちらかといえばその通りだと思う」の3つを合わせると、回答者全体の実に97%に達した。

また、問13で、「給付を大幅に減らしたり、保険料を大幅に引き上げたりしないと、現在の国民年金制度を維持できない」という話について「まったくその通りだと思う」、「だいたいその通りだと思う」、「どちらかといえばその通りだと思う」までで77%となっている。

従来、不安感や不信感が起こりにくかったのは、制度改革のたびに給付改善が行われ、給付の内容が良くなっても悪くなることはなかったからであろう。しかし、1994年以降の改正では、支給開始年齢の引き上げや既裁定年金のスライド率を賃金から物価に変更するなど、今回のマクロ経済スライドの導入まで実質的な給付引き下げが続いている。

そうした状況の中で、マスメディアからはセンセーショナルに年金の危機や保険料の「無駄使い」が伝えられるため、加入者の不安や不信が募っている。その象徴が未納未加入の問題である。

しかし、国民年金だけをとってみると、不安・不信が直ちに未納未加入につながるのかどうか、必ずしもはっきりしない。というのも国民年金（老齢基礎年金）は、加入すると有利な制度だからである。財源には国庫負担があり、年金としては、老齢年金だけでなく、遺族年金や障害年金が支給される。2004年改正で導入されたマクロ経済スライドの下、給付額は将来カットされるであろう。しかし、それでもなお、保険料を上回るはずである。収益率はかなりプラス、払った以上に戻ってくる制度なのである。

それが理解されれば、未納未加入問題は軽減されるのではないか。実質的な価値が減じても、最低でも保険料を上回る給付があるという事実を知らせ、実感してもらう必要がある。

従来、年金の見込額は、年金加入者が58歳になった時点で、自ら社会保険庁に出向けば、ようやく照会できるだけであった。政府から現役加入者個人への積極的な情報提供は全くなかったといってよい。今回の調査の保険料と年金額について、知りたいと思うか、という問37に対して「非常に」「かなり」「どちらかといえば」知りたいという回答は89%に達している。しかも、問8（過去2年の納付実績）とのクロス集計をとると、未納未加入者でも32%が知りたいと答えている。まず、知らせて、実感させることが大事であろう。

通知により保険料と給付の情報を提供しても、不安や不信が完全に拭かれるわけではない。保険料の無駄使いを全て否定するのは難しいし、現実には、マクロ経済スライドが採用された16年度改正でも保険料の引き上げや給付の削減があった。

不安や不信を少しでも軽減するには、よりさまざまなコミュニケーションを組み合わせ、制度の内容を理解して貰う必要がある。その1つはマスメディアなどを通じ不特定多数の人々に制度の内容を伝えることである。

もう1つは、保険料や年金について1人1人の相談に乗る中で、関連する制度の仕組みを伝えていくことである。そのためには、社会保険事務所の役割が大きい。現在のように、「どうすれば年金で損をしないか」といったハウトゥ本が巷にあふれている状況は、社会保障制度である公的年金にとって決して望ましくはない。被保険者本人が自らの保険料支払いの記録など必要な情報に容易にアクセスし、また相談ができるようにすれば、情報は自然に伝わっていく。

そのためには電話やeメール、あるいは窓口での相談業務が非常に重要で

ある。双方向のコミュニケーションを通じて、悩みや要望など加入者からのフィードバックを直接聞くことができる接点（インターフェイス）だからである。保険料と給付額に関する通知は、この接点に国民を引き込む役割を持っている。

通知には、老後の計画を立て易くするのはもちろん、加入者に①保険料と給付の関係を理解させる、②保険者である政府との双方向コミュニケーションに引き込む、役割があるといえる。

以下、本章では、この点を踏まえつつ、報告書の各章、特に第6章の「海外における被保険者への通知の状況」、第5章「政府と加入者のコミュニケーションのあり方」、第4章「保険料と受給額を知らせる通知のタイプ別の効果」を参考にして、国民年金の1号被保険者を対象にした通知のひな型を作成する。

## 2. 盛り込むべき事項－個人別の事項

まず、盛り込むべき事項の内、個人別の項目は何か。

### (1) 海外の例から

第6章のように、米、独、スウェーデン、カナダでは、どこの国でも個人別に予測給付額（年金額）と過去の保険料支払い実績を知らせている。老後の生活についての計画をたてやすくするためには、不可欠な項目である。

問題は、保険料と給付額の総額を知らせるかどうかである。国民年金の場合、国庫負担があるため、平均的な寿命まで生存できれば、老齢年金だけで保険料を上回る。第4章に述べるように、給付と保険料の総額を知らせることで、制度加入や保険料納付の意思が高まるため、総額を盛り込むべきであろう。

ただし、平均余命を通知することは、病気など平均余命まで生きられない可能性の高い人の反発を買ったり、かえって逆選択を招いたりする可能性もある。したがって、余命についてはあくまでも平均であり、その個人の予測と受け取られないようにするとともに、障害年金や遺族年金が受けられることを強調する必要がある。

### (2) 加入者の知りたい事項・知らない事項から(国民年金被保険者実態調査など)

第5章のように、「国民年金被保険者実態調査」などによると、国民年金加入者の知りたいことの第1は受給見込み額であり、第2が財政の現状・将来見通しであり、第3が受給要件である。

老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金の予測給付額を知らせるべきであろう。また、老齢・障害・遺族各基礎年金の受給資格の内容と、

本人がその資格を得ているかどうかを通知すべきであろう。

### (3) 未納の理由から

第3章のように、国民年金保険料の未納者は自分の余命を比較的短くみている。それが正しければ合理的行動といえる。しかし、誤解によって短くみている部分もある。したがって、平均余命を通知することで、未納者を減らすことができる。平均余命を知らせることは、老後の準備をする上でも役に立つ。

その他、未納者を減らすためには、保険料支払いにおける①全額免除や半額免除、②免除された保険料の追納、③未納保険料の遡及納付、などについて知らせるべきであろう。学生の場合には、特例免除の説明も必要になる。

## 3. 盛り込むべき事項—より一般的な事項

次に各被保険者への通知に共通する、より一般的な事項について考えてみよう。

### (1) 海外の例から

海外の例で共通しているのは、年金を受給するための資格である。さらにドイツでは、年金額がどのように決まるかを、ポイント制を使って通知している。また、年金について相談のできる場所や電話番号、メールアドレスなどは必ず掲載されている。

### (2) 加入者の知りたい事項・知らない事項から

上述したように、国民年金の加入が知りたいことの内、一般的といえるのが年金財政の見込みである。

他方、知らないことでは、①国庫負担の存在、②実質価値を維持する仕組みの存在、③免除制度、④障害基礎年金や遺族基礎年金の内容、⑤終身年金の存在、があげられる。

### (3) 未納の理由から

その他、一般的事項としては、「国民年金は破綻しない」といった、財政の仕組みがある。確かに、財政の現状・将来見通しは「知りたいこと」の中でも、高い割合を占めている。しかし、政府が「破綻しない・大丈夫」と言うだけでは、真実味や説得力に欠ける嫌いがある。

そう考えると、紙幅の限られた通知の中で、わざわざ「年金財政は大丈夫だ、破綻しない」とか、「資産は正当に運用されている」といった内容を通知に盛り

込む意味は、あまり大きくないだろう。

#### 4. 具体的な通知の案

以上を踏まえて、社会保険庁のホームページ「国民年金って何」などを参考にして、具体的に、平成16年度現在の保険料や給付額の数値をもとに、1971年（昭和46年）7月生まれの男性を想定し、誕生日のある、平成18年7月に送付するという想定で、通知の案を作ってみた<sup>1</sup>（別紙参照）。なお、送付対象としては、現在、納付している人だけでなく、国民年金に加入している、1号被保険者全員を想定している<sup>2</sup>。

##### (1) ひな型の内容

通知では、大きく、前半で加入者の個人別の状況を示し、後半では制度全般の仕組みを説明した。まず、本人の氏名・基礎年金番号を確認した後、加入者の状況については、まず、1. で老齢基礎年金を取り上げた。すなわち、①老齢基礎年金の受給資格とそれを満たしているかどうか、②60歳まで保険料を支払った場合及び追納や高齢任意加入などを利用して保険料を支払いうる最大月数（ここでは480ヶ月）、両者の場合の新規裁定時の年金額、③保険料が今後引き上げられること、④引き上げを考慮した場合の保険料総額と、加入者が同じ性・生年の人の平均余命まで生きた場合の受給額の総額、⑤マクロ経済スライドの下では、経済情勢や人口動態により受給額が変動しうることと、最悪の場合の給付額、を示している。さらに⑥繰り上げ、繰り下げ支給の制度があることにも触れている。

海外では、今後一切保険料を支払わなくても受け取れる年金額を通知している例もある。しかし、国民年金の場合は、①保険料未納を勧めているように誤解されること、②定額保険料であるので、将来の収入などを予測しなくても、保険料と給付の予測ができること、から、今後さらに保険料を払い続けるケースについてのみ、予測をすれば十分であろう。

その後、2. で障害基礎年金と3. で遺族基礎年金について、その支給額と受給資格を満たしているかどうかを述べた。

さらに4. では、まず、保険料の納付が法律上の義務であることを強調した後、

---

<sup>1</sup> 引退が近づくとつれ、平均余命などはよりデリケートな扱いを求められる情報となろう。とならざるを得ない。

<sup>2</sup> 平成17年2月から送付している「国民年金保険料の納付額のお知らせ」は、前年に1月以上の納付実績のある被保険者を対象にしている。しかし、長期にわたる加入・納付記録と給付額の予測を通知する際には、より広く加入者全員を対象にしてよい。

保険料の免除及び半額免除の条件、追納、加入期間や給付額を計算する場合の扱いを説明している。

前半の最後の5.では、老齢基礎年金に戻り、どのように給付額が計算されているのかを、やや詳しく述べている。1.①の老齢基礎年金給付額のすぐ後に掲載する方法もあろう。しかし、計算方法の説明が少し詳しいために、予測給付額のすぐ後にしてしまうと、予測給付額の信頼性そのものに悪影響を与える可能性があるため、あえて別にした。

後半は、制度の説明である。まず、6.では、国民年金の給付財源として、特に国庫負担があること、7.では、マクロ経済スライドにより調整されるものの、給付は物価にある程度スライドすることを述べている。さらに8.では、通知を受け取った人の、性・年齢での平均余命と、5人に1人の余命を示すことで、誰もが長生きのリスクに直面していることを理解してもらう。

その上で、9.では、以上を踏まえると、国民年金が民間の金融商品、保険商品よりも、よほど有利であることを強調する。

その後、10.に、問い合わせ・相談先、11.に当該加入者の過去の加入履歴、を掲載している。問い合わせ・相談先は、複数掲載した。ただし、面談、電話、メールの3手段について、少なくとも1つ掲載されていることが必要であろう。

加入履歴を掲載することで、給付の計算根拠について納得して貰うだけでなく、間違いがあった場合に迅速に訂正することができる。

## (2) まとめ—通知から始まるコミュニケーション

以上、保険料と給付に関する前半が4ページ、制度の説明が1ページ、問い合わせ・相談先リストが1ページ、加入履歴2ページの計8ページの通知となった。通知を作成してみて、改めて気がついた点としては、第1に、簡潔にわかりやすい通知にすることと、正確で詳しい情報を載せることとの間のトレードオフがある。

5ページの通知に、マクロ経済スライドの説明や繰り上げ・繰り下げ支給に伴う減額率や増額率など、国民年金に関する十分な情報を盛り込むことはできなかった。しかし、他国の例をみても、8ページの通知は短いとは言えない。これ以上、詳細な通知にすると、かえって読む意欲をそぐだろう。通知そのものの内容はある程度絞って、その上で、さらに詳しい情報提供は問い合わせや相談に委ねるといった、分業が必要であろう。

また、読みやすくし、関心を引くためには、色刷りにしたり、制度の説明や問い合わせ・相談先リストを別冊にしたりする工夫も求められる。同時に、年齢や性別だけでなく、配偶者や子の有無、過去の加入状況など個人の属性に合

わせて、内容を変える必要がある。

繰り返しになるが、通知は、被保険者である国民が年金制度に関心を持ち、保険者である政府とコミュニケーションを始めるきっかけと位置づけるべきであろう。そのためには簡潔でなければならない。

社会保険庁のホームページにある、「国民年金って何」の箇所を見ると、「社会全体で世代間扶養を行う仕組みをとっている国民年金は、日本の経済社会が存続する限り、決してつぶれることはありません」という説明や、「国民年金は本来損得の観点からみるべきものではありませんが」という説明がある。しかし、国民は制度がつぶれるか、つぶれないかよりも、具体的に、いくら払って、いくらもらえるかに関心を持っている点は否定しようがない。したがって、これらの説明のメッセージは、抽象的で説得性に欠け、かえって反発を買って、関心・興味を失わせる恐れすらある。少なくとも通知には盛り込むべきでない。この他、税制上、社会保険料控除があることも、通知を簡潔にするために割愛した。

第2に、通知にはコミュニケーションを始めさせる役割があるとしても、通知だけでそれを発展させるのは難しい。その後、コミュニケーションを発展させる上では、問い合わせや相談への対応が大切である。そこで、電話相談の際に何について話しているか、できるだけ簡単に話が通じるように、通知の各項目に通し番号（1.～11.）をつけた。また、気軽に問い合わせや相談をするよう勧める文言を入れた。

通知により自らの予測受給額を知ることができれば、国民が年金への関心を抱くきっかけになる。そこから制度への理解や信頼を改善するためには、国民とのあらゆる接点（インターフェイス）を通じた、その後のコミュニケーション全体が非常に重要になることを指摘しておく。

平成18年7月1日

お誕生日おめでとうございます

これがあなたの国民年金です

××××様

昭和46年7月1日生まれ

基礎年金番号 〇〇〇〇-111111

住所 東京都千代田区九段北4-1-7

この通知は、あなたの加入している国民年金について、あなたの老齢給付基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金の受給額の予測や保険料納付状況、受給資格を知っていただき、あわせて制度の理解を深めていただくために、年1回あなたのお誕生月にお送りするものです。お読みになって、わかりにくいことがあれば、6ページの10. の、お問い合わせ・相談先まで、お気軽にご質問やご相談をお寄せください。

## まず、あなたの保険料と年金についての説明です

### 1. 65歳から受け取れる老齢基礎年金について

#### ①あなたは、あと148ヶ月分、保険料を支払えば年金を受け取れます

あなたの、11.加入の履歴（7ページ）によりますと、あなたがこれまでに国民年金の保険料を払った月、免除または半額免除を受けた月の状況は右の表の通りです。その合計が152.3ヶ月（12年と8.3ヶ月）分です。老齢基礎年金を受け取るには、この合計月数が300ヶ月（25年）分以上であることが必要です。そのためには、平成18年7月から、あと148ヶ月（12年と4ヶ月）分の保険料を支払う必要があります。

保険料を支払った月数	147
保険料の免除を受けた月数	0
保険料の半額免除を受けた月数	8
合計	155
年金額を計算するための支払月数	152.3

#### ②保険料を60歳まで払うと、65歳から、毎月、6万9,700円受け取れると予測されます

あなたが満60歳まで国民年金の保険料を払い続けた場合、452.3ヶ月（37年と8.3ヶ月）分を払うことになります。その時に満65歳から受け取ることのできる年金は、今の物価で月額6万9,700円と予測されます。

＜お願い＞この通知、あなたの国民年金についてのお問い合わせ・ご相談は、6ページに掲載した最寄りの社会保険事務所や年金相談センターに来て頂くか、電話なら、0120-××××××、eメールなら、×××@go.jpまでお願いします。お問い合わせ・ご相談の際には、できるかぎり、このあなたの国民年金、をお手元にお持ちになってください。